

(1) 基本単価(介護報酬)

(11,4 円/単位)

所要時間	看護師・保健師(単位)		理学療法士等(単位)	
	要介護者	要支援者	要介護者	要支援者
20分未満	313	302		
30分未満	470	450		
30分～1時間未満	821	792		
1時間～1時間30分未満	1125	1087		
40分			586	566
60分			791	424

(2)加算減算(介護報酬)

加算の種類	単位数	要件
夜間・早朝加算	基本単価の25%/回	6時～8時または18時～22時に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単位の50%/回	22時～翌朝6時に訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅰ)	254単位/回	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位/回	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
複訪問加算(Ⅱ)	201単位/回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	317単位/回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300単位/回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
事業所と同一の建物に居住する利用者に対しての提供減算	基本単価の10%を減算(90/100算定)	事業所と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物、もしくは同一の建物に居住する利用者、または1ヶ月あたり同一の建物に居住する20人以上の利用者にサービスを提供した場合
緊急時訪問看護加算	540単位/月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	

特別管理加算(Ⅱ)	250 単位/月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
ターミナルケア加算	2000 単位/月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算	300 単位/回	新規利用時、または過去 2 ヶ月間に利用がない場合、訪問看護計画書を作成した場合
退院時共同指導加算	600 単位/回	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
看護・介護連携強化加算	250 単位/月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等と同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合
看護体制強化加算(Ⅰ)	550 単位/月	① 前 6 ヶ月間利用者総数のうち、緊急訪問看護加算の割合が 50%を超えること ② 前 6 ヶ月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が 20%を超えること ③ 前 12 ヶ月間において、ターミナルケア加算の人数が 5 名以上であること ①②③の全ての条件を満たす場合
看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位/月	① 前 6 ヶ月間利用者総数のうち、緊急訪問看護加算の割合が 50%を超えること ② 前 6 ヶ月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が 20%を超えること ③ 前 12 ヶ月間において、ターミナルケア加算の人数が 1 名以上であること ①または②の条件を満たし、③の条件を満たす場合

(3) 基本利用料と加算(医療保険)

区分			料金 (円)	利用者負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費(Ⅰ)	1日につき	週 3 日まで	5,550	555	1,110	1,665
		週 4 日以降	6,550	655	1,310	1,965
基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者	1日につき	週 3 日まで	2,780	278	556	834
		週 4 日以降	3,280	328	656	984

訪問看護基本療養費(Ⅲ)	基本入院中 1 回の外泊時		8,500	850	1,700	2,550
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日 まで	30 分以上	5,550	555	1,110	1,665
		30 分未満	4,250	425	850	1,275
	週 4 日 以降	30 分以上	6,550	655	1,310	1,965
		30 分未満	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅱ) 同一建物居住者	週 3 日 まで	30 分以上	4,300	430	860	1,290
		30 分未満	3,300	330	660	990
	週 4 日 以降	30 分以上	5,300	530	1,060	1,590
		30 分未満	4,060	406	812	1,218
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 入院中における訪問	※入院中 1 回限り ※入院中 2 回算定可		8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費 (1 日につき)	月の初日		7,400	740	1,480	2,220
	月の 2 日目以降		2,980	298	596	894
乳幼児加算	3 歳未満		500	50	100	150
幼児加算	3 歳以上 6 歳未満		500	50	100	150
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回		4,500	450	900	1,350
	1 日 3 回		8,000	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算(基本週 1 回まで)90 分以上の訪問 1 日/ 週			5,200	520	1,040	1,560
長時間精神科訪問看護加算(基本週 1 回まで)90 分以上の訪問 1 日/週			5,200	520	1,040	1,560
緊急時訪問看護加算 ※主治医の指示により緊急訪問を 行った場合	1 日あたり		2,650	265	530	795
精神科緊急時訪問看護加算	1 日あたり		2,650	265	530	795
複数名訪問看護加算 ①②週 1 回 ③は週 3~7 まで ※条件により異なる	①看護師 2 人		4,500	450	900	1,350
	②看護師と准看護師		3,800	380	760	1,140
	看護師と 介護補助者	1 回/日	3,000	300	600	900
		2 回/日	6,000	600	1,200	1,800
3 回/以上		10,000	1,000	2,000	3,000	
	看護師 2 人	1 回/日	4,500	450	900	1,350
		2 回/日	9,000	900	1,800	2,700
		3 回/以上	14,500	1,450	2,900	4,350

複数名精神科訪問看護加算	看護師と 准看護師	1回/日 2回/日	3,800 7,600	380 760	760 1,520	1,140 2,280
		3回/以上	12,400	1,240	2,480	3,720
	看護師職員と看護補助者 週1日を限度		3,000	300	600	900
退院時共同指導加算	初日の訪問日に加算		6,000	600	1,200	1,800
退院支援指導加算(適応時)	退院日翌日以降 訪問日に加算		6,000	600	1,200	1,800
在宅患者緊急時カンファレンス加算(適応時/月2回まで)	1回あたり		2,000	200	400	600
訪問看護情報提供療養費	月1回		1,500	150	300	450
24時間連絡体制加算	月1回		6,400	640	1,280	1,920
特別管理加算Ⅰ	月1回		5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	月1回		2,500	250	500	750
夜間・早朝訪問看護加算(1回あたり) 6時～8時 18時～22時	1回あたり		2,100	210	420	660
深夜訪問看護加算 22時～翌朝6時	1回あたり		4,200	420	840	1,260
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月に1回		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	死亡月に1回		10,000	1,000	2,000	3,000